

(2) いじめの防止等の対策のための組織

①いじめ防止対策会議の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、本校にいじめ防止対策会議を設置し、各学期に1回いじめ防止対策会議を実施する。

②いじめ防止対策会議の構成員

副校長、教頭、主幹教諭、人権教育主任、養護教諭、生徒指導主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

③組織の役割と係分担

当該組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的に対応する。

| | |
|--------------|----------------------------|
| 副校長、教頭、主幹教諭 | 総括 |
| 人権教育主任 | 学校基本方針の策定・見直し、いじめ防止対策会議の立案 |
| 養護教諭 | 当該生徒の心身のケア、外部専門機関への連携 |
| 生徒指導主事 | 当該生徒の問題行動への指導・対応 |
| 学年主任 | 各学年の取りまとめ、保護者との連携 |
| 特別支援コーディネーター | 外部専門機関との連携 |
| スクールカウンセラー | カウンセリング、職員研修 |

(3) 本校のいじめ防止等に関する取組

① 年間計画

○いじめ防止対策会議の実施時期

| | |
|-----|-------------------------------|
| 1学期 | 第1回いじめ防止対策会議（年度の活動方針、SCの講話等） |
| 2学期 | 第2回いじめ防止対策会議（生徒の情報共有、SC講話等） |
| 3学期 | 第3回いじめ防止対策会議（年度の振り返り、来年度の取組等） |

○いじめ未然防止対策の取組と実施時期

| | |
|-----|---|
| 1学期 | ・育友会総会で、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を配布し、いじめ防止対策委員会の役割について説明する。 ・「心のきずなを深める月間」にLHRでいじめの問題に取り組む。 |
| 2学期 | ・湧穂祭（文化祭）で生徒会と人権・特別支援部で人権教育の啓発活動を行う。 |
| 3学期 | ・SNS等を介した、ネット上のいじめの問題への対応を学習する。 |

・各学期の始業式・終業式で校長または生徒指導主事がいじめ問題につ

いて講話する。

- ・年間を通して、全職員がそれぞれの立場でいじめ未然防止対策に取り組む。

② いじめの早期発見の取組と実施時期

| | |
|-----|---|
| 1学期 | 担任面談、生徒サポート委員会や学年会を介した生徒の情報共有 |
| 2学期 | 担任面談、生徒サポート委員会や学年会を介した生徒の情報共有、 熊本県立高等学校「心のアンケート」の実施 |
| 3学期 | 担任面談、生徒サポート委員会や学年会を介した生徒の情報共有、 阿蘇中央高等学校「心のアンケート3学期」の実施 |

- ・すべての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨くとともに、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。